

栃木県地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

栃木県地区においては、令和2年12月25日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人栃木県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数 6社

(注) 集計事業者は、役員のみが乗務する事業者1社を除く5社である。

2. 平均増収率 22.76%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の営業収入（税引き後）}}{\text{令和2年1月から同年6月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3. 一般運転者の一人当たり平均賃金上昇率 16.82%

改定前の平均給与月額 (令和2年1月から同年6月)	改定後の平均給与月額 (令和4年1月から同年6月)
202,094円	236,087円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者平均）

賃金が上昇した事業者 5社

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	計
2社	2社	1社	—	5社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{令和2年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

## 5. 一般運転者の営業収入に占める賃金支給率の分布

### (1) 営業収入に占める賃金支給率が上昇した事業者 2社

105%以上	104%以上 105%未満	103%以上 104%未満	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	計
—	—	—	1社	—	1社	2社

### (2) 営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者 3社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
—	—	—	—	1社	2社	3社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年1月から同年6月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{令和2年1月から同年6月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

## 6 その他

### (1) 労働者負担の軽減…… 詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担の一部について廃止した事業者数 1社
- ・労働者負担を採用していない事業者数 4社

### (2) 手当類の創設・拡充…… 詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 1社

以上

<問い合わせ先>

栃木運輸支局輸送担当

担当者 上野、小菅

連絡先 028-658-7011

<配布先>

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

## 別記

### 1 労働者負担の軽減

#### (1) 廃止された労働者負担

- ・ 回送時の高速料金負担及び  
身障者割引料金の負担

1 社

### 2 手当類の創設・拡充

#### (1) 新設された手当類

- ・ 精勤手当

1 社